

居宅介護支援サービス重要事項説明書

当事業所は、介護保険法に基づく指定居宅
介護支援事業者の指定を受けています。
(垂水市指定 第 4671400010 号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 事故発生時の対応	8
8. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 鹿児島県垂水市田神 11 番地 1
- (3) 電話番号 0994-32-6277
- (4) 代表者氏名 会長 谷口 敏徳
- (5) 設立年月 昭和 45 年 10 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 当事業所は、介護保険法の理念に基づき、高齢者や老化に伴い介護が必要な契約者の方が自立した質の高い生活を送れるように、介護相談・介護計画作成など、円滑・総合的なサービス提供を支援することを目的としています。
- (3) 事業所の名称 垂水市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
平成 11 年 8 月 4 日指定 第 4671400010 号
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県垂水市田神 11 番地 1
- (5) 電話番号 0994-32-6277
- (6) 管理者氏名 鵜瀬 麻美
- (7) 当事業所の運営方針
 - ◎当事業所は、介護保険法の被保険者（契約者）が要介護状態になった時に、その有する能力に応じ可能な限り、居宅において自立した質の高い生活が営めるように支援を行います。
 - ◎当事業所は、契約者とその選択により、身体状況や環境に応じて自立のために必要な保健・福祉・医療サービスが、総合的かつ効率的に提供できるよう努めます。
 - ◎当事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者及び家族の立場にたち提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう公正・中立に行います。
 - ◎当事業所はより適切な居宅介護支援を行うために、介護支援専門員の資質の向上を図ります。感染症の予防及びまん延の防止等に関する取り組み、契約者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止の取り組み、災害が発生した場合でも契約者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう非常時の体制で早期の業務再開を図るための取り組みとして担当者を定め委員会の開催、指針の整備、研修、訓練実施等を行います。
 - ◎当事業所では男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組みます。

(8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 法人が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【訪問介護事業】 平成 11 年 8 月 31 日指定 鹿児島県指定第 4671400036 号

【介護予防日常生活支援総合事業】 平成 30 年 4 月 1 日指定 垂水市指定第 4671400036 号

【訪問入浴介護事業】 平成 11 年 8 月 31 日指定 鹿児島県指定第 4671400028 号

【障害者居宅介護事業】 平成 18 年 10 月 1 日指定 鹿児島県指定第 4611400039 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 垂水市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営 業 時 間	8 時 15 分～17 時
備 考	

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1. 管理者（主任介護支援専門員）	1 名
2. 介護支援専門員	1 名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また、サービス事業所の選択に当たっては契約者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を頂きます。

前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、

通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占めた割合（上位 3 位まで）等につき文書の交付とともに十分説明を行います。

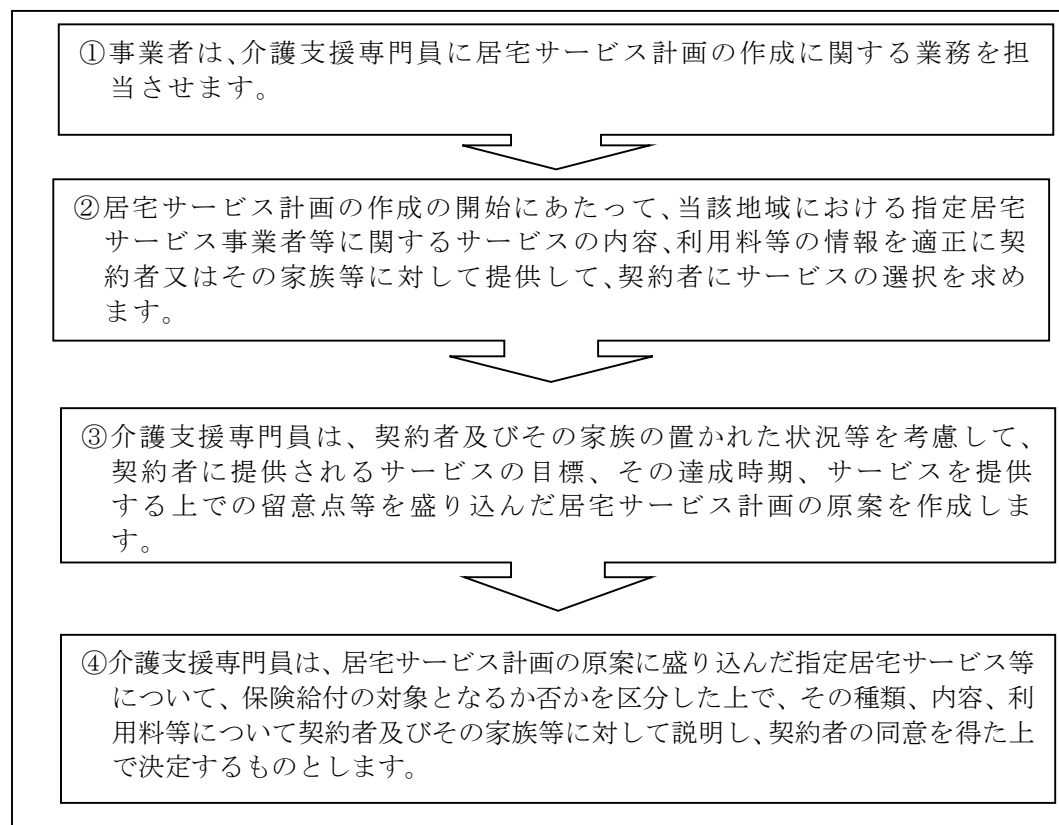
また前 6 月間については毎年度 2 回、前期（3 月 1 日から 8 月末日）、後期（9 月 1 日から 2 月末日）において作成された居宅サービス計画を対象とします。（別紙へ）

居宅介護支援を行うに当たり介護保険等関連情報等を活用し事業所単位で、計画・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを構築・推進し提供するサービスの質の向上に努めます。

居宅サービス計画に際し「居宅サービス計画ガイドライン」に沿って作成します。

必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、定期的にモニタリングを実施し、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金> (令和6年4月1日から適用)

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、償還払いの手続等をしていただくことになります。

① 居宅介護支援費

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（担当件数）で算定した、次の利用料金をいただきます。

・ 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 件未満の場合

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,860 円／月	14,110 円／月

・ 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 件以上 60 件未満の場合

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
ご契約順の 44 番までの方	10,860 円／月	14,110 円／月
ご契約順の 45～59 番の方	5,440 円／月	7,040 円／月

・居宅介護支援費（Ⅰ）（iii）

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 60 件以上の場合

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
ご契約順の 44 番までの方	10,860 円／月	14,110 円／月
ご契約順の 45～59 番の方	5,440 円／月	7,040 円／月
ご契約順の 60 番からの方	3,260 円／月	4,220 円／月

② 入院時情報連携加算

入院時に、病院等と契約者に関する情報共有等を行った場合に算定します。

入院時情報連携加算（Ⅰ）	介護支援専門員が入院後当日以内に医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。	2,500 円／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	介護支援専門員が入院後 1 日以上 3 日以内に医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合 営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して 3 日目 が営業日でない場合はその翌日を含みます。	2,000 円／月

③ 退院・退所加算

入院又は入所されていた契約者であって、同一の退院・退所に対して 1 回を限度に、病院等の職員と面談を行い、契約者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合に算定します。

また退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するよう調整します。

退院・退所加算	カンファレンス 参加 無	カンファレンス 参加 有
連携 1 回	4,500 円	6,000 円
連携 2 回	6,000 円	7,500 円
連携 3 回	×	9,000 円

④ ターミナルケアマネジメント加算

自宅で最期を迎えたいと考えている契約者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における契約者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者も対象となります。

看取り期において、利用者家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケア方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めます。

ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円／月
-----------------	-----------

⑤ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る算定

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が契約者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの契約者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬を算定します。

居宅介護支援費	基本支援費
---------	-------

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師または看護師等と共に契約者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定します。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回
-----------------	-----------

⑦ 医療機関との情報連携の強化加算

契約者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から契約者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。

通院時情報連携加算	500 円／月
-----------	---------

⑧ 初回加算

初回（新規）、要支援者が要介護認定を受けた時、要介護状態区分の２段階以上の変更認定を受けた時に居宅サービス計画を策定した場合算定します。

初回加算	3,000 円／月
------	-----------

⑨ 介護職員等処遇改善加算

令和 8 年 6 月より「介護職員等処遇改善加算（2.1%）」を算定します。本加算は職員の処遇改善を目的とした国の制度であり、サービス内容の変更はありません。

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方に、当事業所のサービスを提供するに当たり当事業所の介護支援専門員がその契約者の居宅を訪問した場合は契約者の同意を得た上で交通費（実費）をいただきます。

自動車使用の場合、通常の実施地域を越える地点から 10 k m ごとに 200 円

（３）利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、サービス提供の翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

- 1 垂水市社会福祉協議会 窓口での現金支払い
- 2 口座振り込み（希望される場合は振込み先を配布します）

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事故発生時の対応

（１）介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、事故及び契約者の病状の急変、その

他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や契約者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ないます。

(3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は営業日の以下の窓口で受け付けます。

窓 口	垂水市社会福祉協議会	
受 付 時 間	8:15~17:00	
電 話 番 号	0994-32-6277	
責 任 者	久保 裕治	
担 当 者	管理者（主任介護支援専門員）	鵜瀬 麻美
	介護支援専門員	寺田 里美
	訪問介護事業所サービス提供責任者	森山 照美

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。契約者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連 絡 先
太 崎 勤	垂水市田神 157-2 電話番号 32-5240
前木場 強 也	垂水市上町 25-2 電話番号 32-5249
村 野 剛	垂水市田神 2606 電話番号 32-0241

(3) 行政機関その他苦情受付機関

垂水市役所 福祉事務所 福祉課	所 在 地 垂水市上町 114 電話番号 0994-32-1111 受付時間 8:30~17:15
垂水市地域包括支援センター	所在地 垂水市錦江町 1 番地 140 電話番号 0994-32-5111 受付時間 8:30~17:15
鹿児島県社会福祉協議会	所 在 地 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 電話番号 099-286-2200 受付時間 9:00~16:00

鹿児島県国民健康保険 団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号 099-213-5122 受付時間 8:30～17:00
鹿児島県大隅地域振興局 保険福祉環境部	所 在 地 鹿屋市打馬 2 丁目 16-6 電話番号 0994-52-2083 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

※契約者が署名できない場合

代理人住所

氏名

()

<重要事項説明書付属文書>

1. 担当職員

あなたを担当する職員は

です。

職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

事業所の職員体制	管理者兼主任介護支援専門員	鶴瀬 麻美
	介護支援専門員	寺田 里美

2. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。
 - ・ サービス担当者会議ではテレビ電話装置等を活用して行うことができますが契約者家族の参加時は契約者の同意を得た上で開催いたします。

3. 損害賠償について

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了しま

す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が死亡した場合② 契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合③ 契約者が介護保険施設に入所した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 |
|---|

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合③ 契約者またはご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には垂水市役所保険課及び垂水市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただく場合 |
|--|

以下のような行為でハラスメントと該当するとみなされる場合

- ・暴力または乱暴な言動、無理な要求
- ・セクシャルハラスメント